

## 公告

公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

令和2年12月8日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務委託名

公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託

#### (2) 業務場所

瀬戸市西追分町160番地内

#### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (4) 業務内容

別添の仕様書による。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格申請をする本店又は営業所等が愛知県内に設置している者であること。

ウ 公告日前日において、あいち電子調達共同システム（物品等）の瀬戸市における入札参加資格者名簿に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分類）「02：機械設備保守点検」、取扱内容（細分類）「01：電気設備」及び「04：ボイラー設備」が登録されている者であること。

エ 公告日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要綱第3条による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定

を受けていること。

キ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 業務実績に関する事項

平成22年度から令和元年度の間、愛知県内の300床以上の病院において3年以上継続してコージェネレーション発電設備の保守点検業務の受託実績があること。

3 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり公告の記載の期日までに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 資格確認申請書の提出期間

令和2年12月8日（火）から令和2年12月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出書類

資格確認申請書及び第2項の(1)のイ、ウ及び(2)について明記した書類

エ 提出場所

公立陶生病院 財政課 財務係

オ その他

(1) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(2) 一般競争入札参加資格の適否については、令和3年1月7日（木）に資格確認申請書の提出者に対し、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

4 設計図書の閲覧・配付

設計図書の閲覧を希望する者に次のとおり供する。又、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に設計図書を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

令和2年12月8日（火）から令和2年12月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 財政課 財務係

(4) 設計図書等に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院総務課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は令和3年1月12日（火）午後5時とする。

(5) 設計図書等に関する質問回答

令和3年1月14日（木）午後5時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

令和3年1月20日（水）午後2時

(2) 場所

公立陶生病院 北棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和3年1月19日（火）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。

(5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

#### 10 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 11 契約

- (1) 契約書作成の要否  
必要とする。

#### 12 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ア 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 13 支払条件

協議の上決定するものとする。

#### 14 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

#### 15 問い合わせ先

公立陶生病院組合 総務課 施設係

瀬戸市西追分町 160 番地  
電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

# 公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、公立陶生病院東棟地下1階に設置されているコージェネレーション発電設備が常に正常かつ安全に稼動するよう、専門技術者により保守点検を行うことを目的とする。

## 2 業務委託場所

瀬戸市西追分町160番地内

## 3 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

## 4 業務内容

- (1) コージェネレーション発電設備（三菱重工製SGP M450-W×2台）の保守点検業務
- (2) 点検の概要は別に定める「点検表」による。
- (3) 定期点検等実施時期

A点検	令和3年10月（稼動時間7,000時間）
B2点検	令和4年3月（稼動時間8,000時間）
A点検	令和4年10月（稼動時間9,000時間）
B1点検	令和5年3月（稼動時間10,000時間）
A点検	令和5年10月（稼動時間11,000時間）
D点検	令和6年3月（稼動時間12,000時間）
NOX測定	年2回（10月及び3月）
- (4) 定期点検の実施日は担当者と協議して決定すること。
- (5) 定期点検実施後は速やかに報告書を作成し提出すること。
- (6) 故障または緊急事態に備えて適切な処理が行えるよう、技術者を24時間派遣可能な体制を確立しておくこと。また、障害発生の際の連絡を受けた場合は、1時間30分以内に当院に到着し修理復旧を行うこと。

## 5 点検者の資格

保守点検を行う者は自家用発電設備専門技術者（据付工事部門、保全部門）の資格を有していること。

## 6 その他

- (1) 点検要員の規律及び危険負担については、請負者が一切の責任を負うものとする。
- (2) 点検による不具合、事故等は、請負者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 故障等により部品交換を伴う修理が発生した場合は別途協議とする。
- (4) 点検による可動停止は1台ずつとし、別の発電機は稼動可能とすること。

- (5) 点検対象設備の製造メーカーから、技術協力、交換部品のメーカー証明書の発行等ができること。
- (6) この仕様書に定めのないものについては、協議の上実施すること。
- (7) 本件に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。